


## 平成19事業年度 財務諸表及び決算報告書に関する意見書

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分、損失の処理に関する書類及び付属明細書並びに決算報告書について監査を行いました。

監査の結果、上記各書類は会計帳簿に基づいて作成され、法令及び独立行政法人会計基準に準拠し、独立行政法人農林漁業信用基金の財政状態、運営状況、キャッシュフロー並びに行政サービス実施コストの状況及び予算の執行状況を適正に表示しているものと認めます。

平成20年6月16日

独立行政法人 農林漁業信用基金

監事 吉田 洋 

監事 井川 洋 右 